

## 別表六の二(十五)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六の二(十五)  
令四・四・一以後終了連結事業年度分

特定税額控除規定の適用可否		可
各連絡法人に	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)  調整前連結税額の個別帰属額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$  取得価額の合計額 (別表六の二(十五)付表「10」の合計)  同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額  同上のうち地域の成基盤強化に著しく資の用に供したもの  税額控除限 $((4) - (5)) \times \frac{4}{100} + (5) + ((3) - (4)) \times \frac{2}{100}$	円 各連絡法人に 個別所得の金額 (別表四の二「55の①」)  特定事業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)  調整前連結税額
法人税額基準額の計算	調整前連結税額基準額 $(16) \times \frac{(1)}{(14)}$  個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$  法人税額基準額 ((7)と(8)のうち少ない金額)  当期税額控除可能額 ((6)と(9)のうち少ない金額)  調整前連結税額超過構成額 $(18) \times \frac{(10)}{(17)}$  法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(10) - (11)$	円 各連絡法人に 当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(10)の合計)  調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑪」)  法人税額の特別控除額の合計額 $(17) - (18)$

「19」欄

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14の3第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10582」
- ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額